

山梨県公報

第二千六百四十九号

平成二十八年

十一月十日

木曜日

目次

告示

- 廃棄物が地下にある土地の指定区域の指定……………八七三
- 保安林の指定施業要件の変更予定(三件)……………八七三
- 換地計画の決定……………八七四
- 道路の区域変更(二件)……………八七四
- 道路の供用開始(二件)……………八七五
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定(二件)……………八七五
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………八七五
- 公共測量の終了……………八七六
- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………八七六

告示

山梨県告示第三百四十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条の十七第一項の規定により、廃棄物が地下にある土地の区域を次のとおり指定区域として指定する。

平成二十八年十一月十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定区域 大月市大月町真木権現原三千二百六十二番乙の一部、三千二百六十五番の一部、三千二百六十五番乙の一部、三千二百六十六番、三千二百六十六番乙、三千二百六十七番、三千二百六十八番、三千二百六十八番乙、三千二百六十九番、三千二百七十番、三千二百七十一番、三千二百七十二番、三千二百七十三番、三千二百七十四番乙、三千二百七十四番丙、三千二百七十四番二の一部、三千二百七十四番三の一部、三千二百七十五番一、三千二百七十八番一、三千二百七十八番二の一部、三千二百七十九番、三千二百八十番、三千二百八十番乙、三千二百八十一番、三千二百八十一番

- 二番の一部、三千二百八十三番の一部、三千二百八十六番二の一部及び三千二百八十七番二の一部並びに同市大月町真木沢中原二千九百八十八番二の一部及び二千九百九十三番三の一部
- 二 埋立地の区分 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第十三条の二第一号

山梨県告示第三百四十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十八年十一月十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 大月市(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

山梨県告示第三百四十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十八年十一月十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 西八代郡市川三郷町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - 二 保安林として指定された目的 水源の涵養
 - 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。

市川三郷町（次の図に示す部分に限る。）

- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び市川三郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第三百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十八年十一月十日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 南巨摩郡早川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、早川町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
早川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第三百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営中山間地域総合整備事業鳴沢地区（入りの棚工区及び入りの棚（的場 工区）の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、審査請求をすることができる。

平成二十八年十一月十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 縦覧書類 換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成二十八年十一月十一日から同年十二月九日まで
- 三 縦覧場所 鳴沢村役場
- 四 審査請求期間 平成二十八年十二月十日から同年十二月二十六日まで

山梨県告示第三百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十八年十二月一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月十日

山梨県知事 後 藤 齋

一 道路の種類 県道

二 路線名 河口湖精進線

三 道路の区域

区 間	旧 別		延 長 (メートル)
	新	旧	
南都留郡富士河口湖町河口字湖辺三〇一一番五地先から南都留郡富士河口湖町河口字湖辺官有無番地地先まで	新	旧	二九・七
	一一・七 三七・七	一一・七 一四・八	
			二九・七

山梨県告示第三百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十八年十二月一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月十日

山梨県知事 後 藤 齋

一 道路の種類 県道

二 路線名 鳴沢富士河口湖線

三 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
南都留郡富士河口湖町勝山字上赤坂四六九九番二地先から南都留郡富士河口湖町勝山字下長塚二四二二八番地先まで		旧	一五・一 四七・七	七三二・三
		新	一五・四 九六・七	七三一・三

山梨県告示第三百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十八年十二月一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月十日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区	延 (メートル)長	供用開始の 期日
県道	戸沢谷村線	都留市法能字中野二四六三番二地先から都留市法能字中野二四九一番二地先まで	六一・四	平成二十八年十一月十日

山梨県告示第三百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十八年十二月一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月十日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区	延 (メートル)長	供用開始の 期日
県道	四日市場上野原線	都留市井倉字馬場五二六番二地先から	一一〇・五	平成二十八年十一月十日

都留市井倉字馬場六九四番二地先まで	一日
-------------------	----

山梨県告示第三百五十一号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備するべき道路を指定した。

平成二十八年十一月十日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区	間
県道	韮崎南アルプス富士川線	南アルプス市小笠原字上町東三六五番一地先から南アルプス市小笠原字町下四八番一地先まで	

山梨県告示第三百五十二号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備するべき道路を指定した。

平成二十八年十一月十日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区	間
県道	韮崎南アルプス富士川線	南巨摩郡富士川町鯉沢字北畑六五五番七〇地先から南巨摩郡富士川町鯉沢字八幡一五一六番一地先まで	

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年十一月十日

山梨県知事 後 藤 齋

一 申請のあった年月日 平成二十八年十月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 c o t o

2 代表者の氏名 望月美恵

3 主たる事務所の所在地 山梨県甲斐市富竹新田五十番地一

4 定款に記載された目的 この法人は、子育て中の親をはじめ、障がい者及びその家族、さらには老若男女すべての人に対して、地域社会のコミュニケーションの中で、子育て・教育の悩みを共有しともに学ぶための環境整備・ネットワーク形成など、市民参加の開かれた子育て支援推進に関する事業を行い、子どもの健全な育成、ノーマライゼーションの推進、子どもと親がいきいきと生活できる地域づくりに寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十八年十一月一日から平成二十九年一月四日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により山梨県から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十一月十日

山梨県知事 後 藤 齋

一 測量の種類 公共測量（基準点測量、現地測量（数値地形図作成）、路線測量及び用地測量）

二 測量の地域 北杜市白州町台ヶ原地内

三 測量の期間 平成二十八年三月三十一日から同年九月二十六日まで

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十八年十一月十日

山梨県知事 後 藤 齋

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡富士河口湖町船津字海言塚千六百十四の一、千六百十四の四、千六百十四の五、千六百十四の八、千六百十四の九、千六百十四の十、千六百十四の十一、千六百十四の十二、千六百十四の十三、千六百十四の十四、千六百十四の十五、千六百十四の十六、千六百十四の十七、千六百十四

の十八、千六百十四の十九、千六百十四の二十、千六百十四の二十一、千六百十八の十三、千六百十八の十四及び千六百十八の十五の区域

二 公共施設の種類の、位置及び区域

公共施設の種類の	位置及び区域
道路・公園	次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類を富士・東部建設事務所及び富士河口湖町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 富士吉田市上吉田三千四十七番地一 有限会社アーバンライフ 代表取締役 荒井暁